

# 令和5年第8回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年8月7日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	18番	田上 靖晃

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

16番 高島 尚      17番 中山 一久      19番 丸山 和則

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田 伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮
推13	宮永 義一	推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一
推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 西山 美和 係長 園木 俊範  
参事 磯野 真悟 主任 大原 三和 主任 酒井 史浩  
会計年度任用職員 小山久美子

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

第31号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第32号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第33号 農用地利用集積計画の決定について

## 報 告

第21号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第22号 許可申請の取下げについて

## 1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので始めたいと思います。

本日は農業委員総数19名のうち中山委員及び丸山委員から欠席の届出があっており、現在16名の御出席でございます。また、最適化推進委員におきましては、19名のうち、縄田委員のほうから少し遅れるということで届出がっております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和5年第8回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。毎日暑い中、本当に作業のほうは大変だろうと思いますけど、お暑い中にお集まりいただきましてありがとうございます。

それから、コロナも少し増加傾向にあります。私もですね、不徳のいたすところでコロナにかかりまして、きのうまでが人との交流をしないようにということで、ちょっと気をつけながら出席をさせていただいております。コロナも2類から5類になって変わりましたが、そういうことで、変わってもコロナのあれは正常というか、そういうあれは変わりませんので、皆さんも気をつけていただければなと思います。

また、今一番の関心は本当に台風6号だと思います。Uターン台風ということで、沖縄と奄美諸島辺りをうろうろして、今度はあしたぐらいから九州のほうを北上するというので、それも3日ぐらい時間かけて上がってくるという話なので、風もですけども、大雨も持ってくるという予報ですので、あしたは台風の準備等、皆さんもそれぞれ大変だろうと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

また台風が過ぎればまた暑さが戻ってくると思います。今月は農地パトロールの月になっています。また暑い中での作業だろうと思いますけれども、御協力のほどをよろしくお願ひいたします。

では、きょうの審議に入らせていただきます。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、議事に入りたいと思います。

本日は議第31号から33号までの42件の議案の審議となります。それから、報告21号から22号までの8件の報告があります。

皆様方の慎重なる御審議、どうぞよろしくお願いいたします。

きょうの議事録署名人は、委員番号18番、田上靖晃委員と、3番の村上孝夫委員にお願いいたします。

併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは初めに、議第31号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第31号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和5年8月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、秋丸の申請人で、秋丸の畑651㎡を相手方の要望と耕作便利のため売買するものです。

2番、岩崎と滑石の申請人で、滑石の田43㎡を相手方の要望と隣接地取得のための贈与になります。

3番、滑石の申請人で、滑石の田970㎡外4筆、計4,290㎡を親戚へ贈与するものです。

4番、熊本市と大浜町の申請人で、大浜町の田1,744㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

5番、伊倉の申請人で、伊倉北方の畑42㎡を相手方の要望と隣接地取得のため売買するものです。

6番、天水町と田崎の申請人で、伊倉北方の畑2,380㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

7番、京都市と大倉の申請人で、大倉の畑3,129㎡を労力不足と相手方の要望、空き家付きの農地取得のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、譲渡人が東京都多摩市の申請人外3名と譲受人が上小田の申請人で、上小田の田376㎡を親戚へ贈与するものです。

9番、石貫の申請人で、石貫の田145㎡を相手方の要望と隣接地取得のため売買するものです。

10番、天水町と岩崎の申請人で、天水町小天の畑149㎡を労力不足と相手方の要望、これも空き家付き農地取得のため売買するものです。

以上10件、合計12,949㎡につきましては、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る7月31日及び8月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から委員の説明をよろしくお願ひします。それから、連続して説明される場合は続けてお願ひします。

それでは、1番をお願ひします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

申請地は公務員官舎の西北30mぐらい、以前から畑を借りて野菜を作られており、譲受人の要望で畑651㎡を購入したい。譲渡人は相手方の要望、譲受人は家から近く耕作が便利、譲受人は無人販売所も置かれており、野菜づくりが上手で、現地調査の結果、問題なしと判断します。

審議のほどをよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続けて2番をお願ひいたします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員2番、梅田です。2番の案件について御説明します。

譲渡人の農地43㎡なんですが、501号線の国道沿いに面したもともと国道にかかった農地の残地にあたり、今まで43㎡という少面積のため活用方法がなく、このたび隣接する譲受人が米を耕作されており、そのまま引き継ぎ譲り受け43㎡を活用すること、現地調査の結果、何ら問題ありません。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番をお願ひいたします。

○4番（岡田正治君） 4番、岡田です。3番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚同士でありまして、計5筆、4,290㎡贈与という形になっております。譲受人も園芸と水稻をされております。

何ら問題ないかと思ひます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4番をお願ひいたします。

○推3番（田中正通君） 推進委員3番、田中です。4番の案件について御説明いたします。

これまで小作されていた方が辞められ、労力不足のため相手方の要望で売買するものです。譲受人は自営業兼農業で、各種農機具等もそろっており、年間通して農作業に従事されています。

現地調査の結果もありまして、何ら問題ないと思い御提案申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。5番の案件について説明します。

申請地は伊倉の医療機関より南へ100mぐらい入った農地の42㎡です。譲渡人は相手方の要望、譲受人は申請地と隣接して苺ハウスを耕作しており、耕作便利となるために申請地を取得するものです。

現地調査を行いました、特に問題はないと思います。

続いて、6番の案件について説明します。

申請地は八嘉小学校より東へ100mぐらい行ったみかん畑2,380㎡です。譲渡人は労力不足、譲受人はみかん農家でもあり、相手方の要望で所有権を移転するものです。特に問題はないと思います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。7番の案件について説明します。

譲渡人は京都在住で労力不足、譲受人は相手方の要望で今回空き家付き農地を取得されました。4月5日の新規就農審査会では、トラクター、管理機など農機具も保有されており、野菜、芋類を栽培されるということでした。

現地調査した結果、何ら問題もなく、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 8番の案件について説明します。推進委員番号7番、船津です。

譲渡人の土地4名の共同所有でありますけれど、譲受人に贈与するという形になりますけれども、譲渡人はおばといところからの贈与で、現地確認したときも譲受人の親から家庭菜園として作付けされており、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員10番、澤村です。案件9番について御説明いたします。

場所はコンビニエンスストアの南、約300mぐらいのところで、申請農地は譲受人の畑に隣接する農地であり、譲受人の要望で経営拡張のために売買を希望する農地です。譲渡人は農業に従事しないため売買するもので、許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○推19番（坂門聡一君） 推進委員番号19番、坂門です。10番の案件について御説明いたします。

10番の案件、譲渡人は労働力不足、譲受人の方は、相手方の要望と空き家付き農地の取得という形で今回農地取得されます。譲受人の方は仕事をされています。ですが自家消費も含めて農業をやりたいということで、空き家バンクの中からこの案件の場所を見つけてこられたということで、現在はパートに出ておられますが、こののち許可が下りましたらば、パートの時間以外の時間を使って、野菜等の作付けから将来的には販売までしたいということで申請をされております。農機具等は現在は完全にそろっているわけではございませんが、申請書類の中ではですね、必要最小限の農機具をそろえて農業の準備を始めるということでございます。

現地調査の結果、特に問題はないと思われまます。許可相当と思いますので、御審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条の申請につきまして、1番から10番まで委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。4番の案件についてお尋ねします。

この譲受人の方は、以前売買目的で農地の申請をあげられておりましたけど、それは許可しないようになっていましたけど、今回この同じ譲受人の方が許可相当になった経緯をお願いします。

○事務局次長（西山美和君） 事務局、西山です。以前はですね、自作地、借入地を耕作されていないという理由で、農地の取得はできませんということで申請を受け付けていなかった経緯がありますけれども、今回ですね、借入地及び自作地をきちんと耕作されていたことが確認できましたので、申請を受け付けて、現地調査もし、「耕作する」ということで、受け付けています。以上です。

○5番（坂本正敏君） 前回の売買の農地も来月申請をあげるという話をそこでされて

いましたけど、じゃあ来月申請されたら許可相当という、こういうことで申請を出してここに上がってくるんですか。

○事務局次長（西山美和君） そうですね、はい。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第31号農地法第3条の規定による許可申請10件ですけれども、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第31号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第32号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は11件です。それからまた10番につきましては、始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局の担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4ページをお願いします。

議第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年8月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が岩崎の畑130㎡で、転用目的は電気資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が中尾の畑1,178㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が伊倉北方の畑2,407㎡外1筆、計2,457㎡で、転用目的は事務所、駐車場及び資材置場等になっております。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5ページをお願いいたします。

4番、申請物件が大倉の畑363㎡外1筆、計432㎡で、転用目的は個人住宅及び通路です。通路部分の申請については、譲受人との持ち分2分の1となっております。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が大倉の畑139㎡で、転用目的は車庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が下の畑140㎡外1筆、計497㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が石貫の田999㎡で、転用目的は建設用資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が石貫の田1,261㎡外1筆、計2,280㎡で、転用目的は建設資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第21号6番と関連しております。

9番、申請物件が岱明町西照寺の畑315㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町高道の畑、現況雑種地813㎡で、転用目的は漁業・農業用倉庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が天水町部田見の畑137㎡で、転用目的は車庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第21号7番と関連しております。

以上11件、合計9,377㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る7月31日及び8月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っています。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をよろしくをお願いいたします。連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。



申請地は私立高校の東側100mぐらい、事業目的は電気資材置場、事業面積は130㎡で、申請人は玉名市で住宅関連の電気工事を営む。事業所は申請人の所有する貸家用建物を改装したものであるが、敷地に余裕がなく、作業効率が極めて悪い状態にある。申請地の所有者は申請人のおばで、申請人に無償で譲りたいという申し出があった。申請地は平地であるため、除草後そのまま使用できるので工事は不要とのことです。給排水はありません。汚水の排水もありません。雨水は自然浸透、オーバーフローする分は南側側溝に流すそうです。仮設電柱置場18.92㎡、配管資材置場が18.1㎡、スパイラルなど原材置場が17.23㎡で、現地調査の結果、問題ないと判断します。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。

申請地は県立高校そばにあります。転用面積は1,178㎡です。目的として駐車場です。給排水計画は駐車場のため給水はなしです。雨水・雑排水は法面の道路側溝へ排水、平坦な地形のために土砂の流出等の影響ないと思います。万が一被害が生じた場合は、申請者が責任を持って対応するとのことでした。

以上調査した結果、何も問題もないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番をお願いいたします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。3番の案件について説明します。

申請地は、玉南中学校より南へ150mくらい行ったところの県道167号線に接しています。第2種農地の畑2,457㎡です。譲受人は造園業を営んでおりますが、現在使用している事業用地が手狭となっているために事業所の移転を検討していたところ、県道167号線に接しており、その他幹線道路へのアクセスも容易であることから、本件の土地を選定したということで、南側は県道に沿って住宅地で、北側は畑です。畑地との境界明示を兼ねてブロックを設置するとのことでした。給排水計画は市の上水道を利用し、雨水については自然浸透、余剰雨水については南側隣接道路の側溝に排出、生活雑排水の処理は合併浄化槽で処理後、南側隣接道路の側溝へ排出するということで、周辺農地への影響はないと考えておりますが、必要に応じては適切に処理しますということでした。

7月31日に現地調査を行いました。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4番と5番は同じ委員ですので、続けてよろしくお願ひいたします。

○8番（本田多美子君） 8番農業委員、本田です。4番の案件について説明します。

申請地は国道208号線から市営住宅入口より300mほど入った場所です。環境には適した場所です。事業面積、転用面積は432㎡、木造プレート葺き平屋建てです。給水は公共上水道管から申請地内に配管を接続、雨水は住宅の周囲に13カ所の雨水枳を設置し、敷地南側に隣接する共有道路に併設された側溝に排水、生活排水、汚水は5人槽合併処理浄化槽を設置し、敷地南側の側溝に排水します。造成中の被害防除策としては、進入道路用地や住宅用地が50cmほど高いので、土砂の流出防止のため3段積みのブロック工事をします。万一周辺農地などに被害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応するとのことでした。

現地調査した結果、特に問題ないと思ひますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

続いて、5番の案件について説明します。

申請地は認定こども園のほうより桃田運動公園に入るちょうど入り口の台形型のわずかに残っている農地です。事業面積、転用面積ともに139㎡、建築面積30㎡、バイク2台分のガレージです。給排水計画はなし、雨水については自然浸透、オーバーフロー分については市道側溝に流出します。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上現地調査した結果、特に問題ないと思ひますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願ひいたします。

○推7番（船津和利君） 推進委員番号7番、船津です。6番の案件について説明いたします。

この場所は山部田のリサイクル施設の東南300mぐらいのところでは、市道よりちょっと北側に入ったところですが、一応この貸人につきましては、個人住宅を建てるというところで、現在熊本市内のアパートに3人家族で住んでおられますけれども、将来を見据え住宅建築を計画し、奥さんの実家である玉名市に計画しているところ、奥さんの母の所有の土地を使用、借りることができるようになりまして、その土地を借りて転用するものです。

実際この土地につきましては、畑が1,034㎡ありますけれども、そのうちの357㎡を宅地に分筆されて建てられるということです。その全部で497㎡ある土地を説明しますと、住宅が134.02㎡、駐車スペースは6.18㎡、庭その他通路等が116.8㎡の合計497㎡です。住宅は先ほど言ひましたように134

m<sup>2</sup>の2階建てを建てるようになっておられます。給排水計画につきましてはですね、上水道は市の公共上水道というところで、雨水、生活雑排水等につきましては、通路の東側にU字溝が現地確認したとき埋まっておりましたけど、それを掃除して排水溝、また南側の市の排水路に流すというところなんです。生活雑排水、汚水は合併浄化槽を敷地南側U字溝へ接続するということです。被害防除計画につきましては、土砂等の流出を避けるため、流出の恐れのあるところには土留めを設置します。工事に際して近隣に迷惑がかからぬように注意します。万が一トラブルが発生した場合は申請人で対処します。完成後の被害防除等につきましては、被害についてはないと考えるが、万が一被害を及ぼした場合は、自己責任において対応します。周辺農地への影響が及ばないように考慮し、建築工事を行うということです。

この中で残りの農地と住宅との境はブロック積で境をして、隣の農地との境もブロックをするというところで、現地確認して何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番、8番は同じ委員なので、続けて説明をお願いいたします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員10番、澤村です。案件7番について御説明いたします。

申請地の場所は県道八女線に隣接するところで、コンビニエンスストアより南へ300mぐらいのところなんです。申請人は不動産業を営んでおられ、現在事務所を玉名市玉名から玉名市山田に移転するが、新事務所には建設機械また資材を置く場所が確保できないため、申請地を取得して機械、資材などを保管場所にするということです。給排水計画は不要。汚水の排水はない。平地であるが整地し、県道と同じ1mぐらい盛土する。雨水は地下浸透、北側、南側は道路で、東側は土波を造る。南側は譲渡人の農地であり、後日隣接地に損害が発生した場合は、申請人の法的責任の範囲で対処するとのことでした。

現地を確認したところ特に問題はないようで、許可相当と思いました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

続いて、案件8番について御説明いたします。

申請地の場所は案件7と同じところで、申請人は水道工事を主体とする建設業を営んでおられます。現在は事務所の敷地に業務関連の資材を置いているが、業務拡大とともに資材置場が不足しているため、申請地は事務所に近く、十分な面積が確保でき、資材置場として利用する。転用面積は2,280m<sup>2</sup>で、給排水は不要である。汚水の排水はない。雨水は地下浸透をさせる。案件7と同じく盛土を1mぐらいにする。東側、南側は土波を造る。後日隣接地に損害が発生した場合は、申請人が責任をもって対処するとのことでした。

現地を確認したところ特に問題はないようで、許可相当と思いました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、9番をお願ひいたします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。9番の案件について説明します。

申請地は、岱明町西照寺の国道208号線沿いにある家具店から西へ30mぐらい行った農地です。使用貸人と借人は親子関係となります。申請地の周辺は、南側は溜め池、その周りは住宅地になっています。転用面積は315㎡で個人住宅の木造2階建て102.65㎡を新築することになります。南側の溜め池との境界には既にブロックが設置してあり、土砂の流出等は発生しない状況です。給排水設備等の計画については、給水は市の上水道を利用、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、浄水を溜め池に流します。雨水については敷地内に浸透枳を設置し、溜め池に流します。ちなみに隣接する溜め池は、直接的に農業用水には利用されておらず、区の下承もいただいております。万が一周辺農地が隣接住宅等に被害が生じた場合及び被害が生じる恐れがあるときは、申請者が責任をもって対応します。

以上現地調査した結果、特に問題ないと思しますので、御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、10番につきましては始末書の添付がありますので、始末書を事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 10番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号10番の始末書が読み上げられましたので、受付番号10番を委員の説明をよろしくお願ひします。

それでは10番をお願ひします。

○推12番（高本昌揮君） 農業委員12番、高本です。10番の案件について御説明いたします。

申請地は高道小学校より北に500mほど行った住宅地の中にある畑地です。申請地南側の宅地に申請人は居住しておりますが、現在実家の敷地内の納屋にある農業機械や用具、道具、運搬車両、食料米など一切保管するための申請地に建築計画を立てております。始末書にもありますとおり、申請人は海苔の養殖をしており、畑で海苔網の修繕をするのにリフトを使うのに足場が悪かったために一部を埋めたとのことでした。事業面積は813㎡、うち転用面積813㎡、土地利用計画は倉庫鉄骨造り平屋建て、建築面積は252㎡です。北側に境界ブロックをして、西側には排水路があります。北側にも境界ブロックをするそうです。給水方法は必要な

しとのことです。排水処理方法は、雨水の処理方法は敷地溜め柵を設置し、側溝に流します。生活雑排水、汚水の処理方法は雨水と同様に流します。工事の際、万が一周辺農地等に被害がでた場合、申請人が責任をもって処理するそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願いいたします。

○推17番（永田眞一君） 推進委員17番、永田です。11番の案件について説明いたします。

申請地は市立玉水小学校より南へ100mの農地です。申請人は新築し、駐車場が現在ない状態であり、隣接地に宅地拡張して自家用車と耕運機の車庫を建設する計画です。給排水計画については特に発生しませんが、雨水については自然浸透させるということでした。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことです。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条の申請につきまして委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。10番の案件について御質問します。

始末書を書かれるパターン、このパターンが一番多いですね。自分の農地は自由に使っている。いざ建物を建てようとするとき許可が必要だったということで、前回ですかね、広報たまなにそういうことを載せてほしいという要望がありましたね、あれはどのようになっていますか、それを教えてください。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。広報たまなについては、今度掲載を載せる予定でありますので、記事の準備ができ次第、広報に載せたいと思っております。以上です。

○5番（坂本正敏君） ありがとうございました。

○議長（下川 安君） よろしいですか、ほかに何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第32号農地法第5条の規定による許可申請11件です。議案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第32号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第33号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は21件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 7ページをお願いいたします。

議第33号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和5年8月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

8ページから9ページの総括表、10ページから12ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が6件、12,902㎡、利用権設定が14件の45,705㎡、合計20件の58,607㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問、御意見がなければ採決に移らせていただきます。

議第33号農用地利用集積計画の決定21件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第33号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。報告第21号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第22号許可申請の取下げについての8件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 13ページをお願いいたします。

報告第21号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和5年8月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は13ページから14ページまでの7件、合計15,579㎡の解約通知を

受理しております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

報告第22号許可申請の取下げについて。下記の物件は、許可申請後に取下げがあったので報告します。令和5年8月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。農地法第5条許可申請について1件の取下げを受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案の審議と報告が終わりましたので、これをもちまして令和5年第8回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後2時54分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年8月7日

玉名市農業委員会会長      下川 安

農 業 委 員      田上 靖晃

農 業 委 員      村上 孝夫